

平成十一年法律第二百三十六号

組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等
に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等 に関する法律
第二章 総則（第三条—第十七条）	組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の没 収等（第三条—第十七条）
第三章 没収に関する手続等の特例（第十八条 —第二十一条）	没収に関する手続等の特例（第十八条 —第二十一条）
第四章 保全手続（第二十二条—第四十一 条）	追徴保全（第四十二条—第四十九 条）
第五章 削除（第五十条—第五十三条）	第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全に ついての国際共助手続等（第五十九条 —第七十四条）
第七章 雜則（第七十五条・第七十六条）	第七章 雜則（第七十五条・第七十六条）
附則	附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健
全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による收
益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを
用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重
大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的
な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を実施
するため、組織的に行われた殺人等の行為に対
する处罚を強化し、犯罪による収益の隠匿及び
收受並びにこれを用いた法人等の事業經營の支
配を目的とする行為を处罚するとともに、犯罪
による収益に係る没収及び追徴の特例等につい
て定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「団体」とは、共同の
目的を有する多数人の継続的結合体であつて、
その目的又は意思を実現する行為の全部又は一
部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定め
られた任務の分担に従つて構成員が一体として
行動する人の結合体をいう。以下同じ。）によ
り反復して行われるものをいう。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲
げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した次
に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為
の日本国外での行為を含む。）

であつて、当該行為が日本国内において行わ
れたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該
行為又は無期若しくは長期四年以上の拘
禁刑が定められてゐる罪（口に掲げる罪及
び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正
行為を助長する行為等の防止を図るための
麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す
る法律（平成三年法律第九十四号。以下
「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号
に掲げる罪を除く。）又は別表第一
二に掲げる罪

二に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる
罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により
罪に当たるものとを含む。）により提供された
資金

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百
五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の
輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八
号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年
法律第六号）第三十一条の十三（資金等の
提供）の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する
法律（平成七年法律第七十八号）第七条
(資金等の提供)の罪

三 三次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばこれらの罪に当たり、
かつ、当該行為地の法令により罪に当たるも
のを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七
号）第二十二条第四項第四号（外国公務員
等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金
等の提供の处罚に関する法律（平成十四年
法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二
項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項
(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂

罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつ
て、当該行為が日本国内において行われたと
したならばこれらの罪に当たり、かつ、当該
行為の法令により罪に当たるものとを含む。）
により得た財産又は当該犯罪行為の報酬と
して得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘
禁刑が定められてゐる罪（ロに掲げる罪及
び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正
行為を助長する行為等の防止を図るための
麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す
る法律（平成三年法律第九十四号。以下
「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号
に掲げる罪を除く。）又は別表第一
二に掲げる罪

二に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる
罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により
罪に当たるものとを含む。）により提供された
資金

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百
五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の
輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八
号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年
法律第六号）第三十一条の十三（資金等の
提供）の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する
法律（平成七年法律第七十八号）第七条
(資金等の提供)の罪

三 三次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばこれらの罪に当たり、
かつ、当該行為地の法令により罪に当たるも
のを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七
号）第二十二条第四項第四号（外国公務員
等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金
等の提供の处罚に関する法律（平成十四年
法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二
項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項
(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂

罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつ
て、当該行為が日本国内において行われたと
したならばこれらの罪に当たり、かつ、当該
行為の法令により罪に当たるものとを含む。）
により得た財産又は当該犯罪行為の報酬と
して得た財産

イ 死刑又は無期若しくは長期四年以上の拘
禁刑が定められてゐる罪（ロに掲げる罪及
び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正
行為を助長する行為等の防止を図るための
麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関す
る法律（平成三年法律第九十四号。以下
「麻薬特例法」という。）第二条第二項各号
に掲げる罪を除く。）又は別表第一
二に掲げる罪

二に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばイ、ロ又はニに掲げる
罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により
罪に当たるものとを含む。）により提供された
資金

イ 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百
五十二号）第四十一条の十（覚醒剤原料の
輸入等に係る資金等の提供等）の罪

ロ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八
号）第十三条（資金等の提供）の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年
法律第六号）第三十一条の十三（資金等の
提供）の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する
法律（平成七年法律第七十八号）第七条
(資金等の提供)の罪

三 三次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした
行為であつて、当該行為が日本国内において
行われたとしたならばこれらの罪に当たり、
かつ、当該行為地の法令により罪に当たるも
のを含む。）により供与された財産

イ 第七条の二（証人等買収）の罪

ロ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七
号）第二十二条第四項第四号（外国公務員
等に対する不正の利益の供与等）の罪

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金
等の提供の处罚に関する法律（平成十四年
法律第六十七号）第三条第一項若しくは第二
項前段、第四条第一項若しくは第五条第一項
(資金等の提供)の罪又はこれらの罪の未遂

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。
二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること（前号に該当するものを除く。）。

不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいずれかに該当する行為をしたときも、第一項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得しようとして、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

この条において「子法人」とは、一の法人等が株主等の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

（犯罪収益等隠匿）

第十一条 犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の处罚に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ当該行為地の法令により罪に当たるものとを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事實を仮装し、又は犯罪収益等

を隠匿した者は、十年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事實を仮装した者も、同様とする。

三 前項の罪の未遂は、罰する。

（犯罪収益等收受）

第十一條 情を知つて、犯罪収益等を收受した者は、七年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者は又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によつて行われることの情を知らなかつてした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

（国外犯）

第十二条 第三条第一項第九号、第十一号、第十二号及び第十五号に掲げる罪に係る同条の罪、第六条第一項第一号に掲げる罪に係る同条の罪並びに第六条の二第一項及び第二項の罪は刑法第四条の二の例に、第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は同法第三条の例に従う。（犯罪収益等の没収等）

第十三条 次に掲げる財産は、没収することができる。

一 犯罪収益（第六号に掲げる財産に該当するものを除く。）

二 犯罪収益に由来する財産（第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は处分に基づき得たものを除く。）

三 犯罪収益（組織的な拐取者身の代金取得等）の罪

四 犯罪収益（拐取者身の代金取得等）の罪

三 刑法第二百二十五条の二第二項（拐取者身の代金取得等）又は第二百二十七条第四項後段（收受者身の代金取得等）の罪

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五条）第五条第一項後段（高金利の受領）、第二項後段（業として行う高金利の受領）若しくは第三項後段（業として行う著しい高金利の受領）、第五条の二第一項後段（高保証料の受領）若しくは第五条の三第一項後段（保証料がある場合の高金利の受領）、第二項後段（保証があり、かつ、変動利率による利息の定めがある場合の高金利の受領）若しくは第三項後段（根保証がある場合の高金利の受領）の罪、同法第五条第一項後段若しくは第二項後段、第五条の二第一項後段若しくは第二項後段、第五条の二第一項後段若しくは第三項の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段の違反行為に係る同法第八条第一項（高金利の受領等の脱法行為）の罪、同法第五条第三項後段の違反行為に係る同法第八条第二項（業として行う著しい高金利の受領）の罪

されたもの（当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等）

五 补助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十三条の罪の不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は第五条第一項の罪の不法収益等による不正の手段による交付の報酬として得た財産

六 航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第二十九条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第一条から第五十条まで（人質による強要等、加重人質強要、人質殺害）の罪

八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生）の罪

九 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生）の罪

十 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十六条（詐欺更生）の罪

十一 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産）の罪

十二 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）

十三 第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

十四 第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

十五 第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項（人質強要に係る海賊行為）又は第四条（人質強要に係る海賊行為致死傷）の罪

十六 脱法行為の罪

十七条 第二項の違反行為に係る同法第八条第三項（元本を保証して行う出資金の受入れ等）の罪

十八条 不正の手段による補助金等の受交付の罪

十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪

二十条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十一条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十二条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十三条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十四条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十五条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十六条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十七条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十八条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

二十九条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十一条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十二条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十三条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十四条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十五条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十六条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十七条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十八条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

三十九条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十条（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

四十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

五十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

六十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

七十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

八十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

九十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百二十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百三十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百四十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百五十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十六（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十七（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十八（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百六十九（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十一（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十二（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十三（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十四（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百七十五（不正の手段による交付金等の受交付等）の罪

一百

えられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも」とあるのは「没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときも」と読み替えるものとする。
(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がないもの(次項に規定するものを除く。)の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三章第十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の嘱託をした検察事務官の所属する検察院の検察官」と読み替えるものとする。

(没収保全命令の取消し)

第三十二条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなつたときは、裁判所は、検察官若しくは没収保全財産を有する者(その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。)の請求により、又は職権で、決定をもつて、没収保全命令を取り消さなければならない。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

(没収保全命令の失效)

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において没収の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における没収保全の効力については、第二十三条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

(失効等の場合の措置)

第三十四条 没収保全が効力を失つたとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行ふ。

(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)

第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶（民事執行法第百十二条に規定する船舶をいう。）、航空機、自動車、建設機械若しくは小型船舶に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産（同法第二百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十二条第二項において同じ。）に対し強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権（民事執行法第百四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。）に対し強制執行による差押命令又は差押处分が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされているその他の財産権（民事執行法第六十七条第一項に規定するその他の財産権をいう。）に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の手続の制限

(第三十六条) 金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)の債務者(以下「第三債務者」という。)は、没収保全がされた後当該保全に係る債権について強制執行による差押命令又は差押処分の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

第一項の規定による供託がされた場合においては、差押命令を発した執行裁判所又は差押処分をした裁判所書記官は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失ったとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所(差押処分がされている場合にあっては、当該差押処分をした裁判所書記官)」と読み替えるものとする。

第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五条(同法第六十七条の十四第一項において同法第六十五条(第三号及び第四号を除く。)の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第一号中「第一百五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十七条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財產については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされ前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者（被告人である差押債権者を除く。）が被告事件の手続への参加を許されいないときは、没収の裁判が確定した場合について規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第十八条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

（強制執行の停止）

第三十八条 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもつて、強制執行の停止を命ずることができる。

検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所（差押処分がされている場合にあつては当該差押処分をした裁判所書記官。以下この項において同じ。）に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなりたとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなつたときは、検察官若しくは差押債権者

の請求により、又は職権で、決定をもつて、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(担保権の実行としての競売の手続との調整) 第三十九条 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分の禁止がされたものの実行(差押えを除く。)は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該命令の賛本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三条第一項第二号へ(同法第八十九条、第一百九十二条又は第一百九十三条第二項において準用する場合を含む。)の文書の提出があつたものとみなす。

(その他の手続との調整)

第四十条 第三十五条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分(国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。)による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは承認援助手続における外倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)第二十八条第一項の規定による禁止の命令(第三項において「破産手続開始決定等」という。)がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令(同項において「更生手続開始決定等」という。)がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

第二条 第三十六条の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされた場合及び第四項の規定は没収保全がされた場合又は仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没

收保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

第三十七条の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされた場合又は没収対象財産の上に存在する地

上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第一項本文の規定は没収保全による

差押えがされた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による

差押えがされた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破

産の制限について、同条第二項本文の規定は没

収手続開始決定等がされた場合若しくは没

収保全がされる前に当該保全に係る財産を有す

る会社その他の法人について更生手続開始決定等がされた場合におけるこれらの財産の没

収の制限について、同条第二項本文の規定は没

収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされ

たものについて当該処分の禁止がされる前に滯

納処分による差押えがされていた場合又は没収

対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされ

たものを有する者について当該処分の禁止がされ

る前に破産手続開始決定等がされた場合若

しくは没収対象財産の上に存在する地上権その

他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁

止がされたものを有する会社その他の法人につ

いて当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

第四十一条 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

第四十二条 附帯保全命令による処分の禁止をいう。(附帯保全命令の効力等)

第四十三条 裁判官は、第十六条第三項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求によつて準用する。

第四十四条 追徴保全命令は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

第二条 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

第四十五条 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の賛本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これをることができる。

第四十六条 追徴保全命令が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判

に相当する額の金額を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

第四十七条 裁判所は、追徴保全命令の執行がされた金額債権の債務者が、当該債権の額

に相当する額の金額を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

第四十八条 追徴保全命令の執行は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたときは、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴

の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

第四十九条 第二項第一号の規定による公訴棄却の

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の賛本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これをることができる。

3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他仮差押えの執行の手続に関する法令の規定に従つて相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

4 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(第四項において「追徴保全額」という。)を定め、特定の財産について発しなければならない。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができる。

5 第二十二条第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。)(起訴前の追徴保全命令)

第四十五条 裁判官は、第十六条第三項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求によつて準用する。

第四十六条 追徴保全命令が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判

に相当する額の金額を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

第四十七条 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたときは、又は追徴保全の期間が不当に長くなつたときは、検察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならぬ。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の取消し)

第四十八条 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたときは、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴

の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

第四十九条 第二項第一号の規定による公訴棄却の

裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十三条第二項の規定を準用する。

(失効等の場合の措置)

追徴保全命令が効力を失つたときは、検察官は、速やかに、第四十四条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

第三節 雜則

(送達)

没収保全又は追徴保全(追徴保全命令

に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。

この場合において、民事訴訟法(平成八年法律第一百九号)第百十条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第百十二条第一項本文及び第二項の規定にかかるわらず、七日間とする。

(上訴提起期間中の処分等)

上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならない。

(不服申立て)

没収保全又は追徴保全に関して裁判所のした決定に対しても、抗告をすることができる。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当すると思料するに足りる相当な理由がないこと(第一二二条第二項の規定による決定に關しては第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に關しては第三十九条第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に関して裁判所に不服がある者は、その裁判官の所属する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しでは、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)にその裁判の取消し又は変更を請求する。

ことができる。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに関する手続については、民事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(準用)

第五十三条 没収保全及び追徴保全に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもの

のほか、民事訴訟法の規定を準用する。

第五章 削除

第五十四条から第五十八条までの削除

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

(共助の実施)

第五十九条 外国の刑事事件(麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係るもの)を除く。)に関する、当該外国から、没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二条第一項若しくは第四十二条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

2 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二条第一項若しくは第四十二条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

3 没収又は追徴のための保全の共助について、当該外国から、条約に基づかないで、前項の共助の要請があつたときは、麻薬特例法第二十一条各号のいずれかに該当する場合を除き、その要請に係る共助をすることができる。

4 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助を請求に付けると、當該権利を存続させる旨の決

5 裁判所は、追徴の確定裁判の執行の共助を請求に付けると、當該権利を存続させなければならぬ旨の決定をしなければならない。

6 裁判所は、不法財産又は麻薬特例法第十一條第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産(以下この条において「不法財産等」という。)に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から當該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

において、日本国に法令によれば共助犯罪について追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができる場合に当たるものでないとき。

6 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し又はその財産の権利を有する相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の権利を有すると思料する場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

3 前項の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行った場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に關する事務の実施に關し、必要な協力を求めることができる。

(裁判所の審査)

第六十二条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、裁判所に対し、共助をすることができる場合に該当するかについて審査の請求をしなければならない。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行った場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に關する事務の実施に關し、必要な協力を求めることができる。

3 前項の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行った場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に關する事務の実施に關し、必要な協力を求めることができる。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行った場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に關する事務の実施に關し、必要な協力を求めることができる。

(要請の受理)

第六十二条 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとす

る。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行った場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に關する事務の実施に關し、必要な協力を求めることができる。

さられる前に強制競売の開始決定、強制執行による差押さえ若しくは仮差押えの執行がされている場合における差押債権者若しくは仮差押債権者

二 追徴の確定裁判の執行の共助については、

当該裁判を受けた者

七 裁判所は、審査の請求について決定をするとときは、検察官及び審査請求事件の手続への参加を許された者（以下「参加人」という。）の意見を聴かなければならない。

八 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えるなければならない。この場合に

おいて、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもって、参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。

九 檢察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

（抗告）

第六十三条 檢察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。

二 抗告裁判所の決定に対しても、刑事訴訟法四百五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

三 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。

（決定の効力）

第六十四条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき、共同の実施に關しては、日本国との裁判所が言い渡した没収又は追徴の確定裁判とみなす。

（要請國への執行財産等の譲与等）
第六十四条の二 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国（第三項において「執行共助の要請國」という。）から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭（以下この条において「執行財産等」という。）の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲り受けた裁判所が行う。

二 法務大臣は、執行財産等の全部又は一部を譲り受けることが相當であると認めるときは、没収又は追徴の確定裁判の執行の共助に必要な措置を命じた地方検察官の検事正に対し、当該執行

財産等の譲与のための保管を命ずるものとす

る。

第六十八条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に關してさる検事正に対し、当該執行財産等の全部又は一部を仮に保管することを命ずることができる。

一 執行共助の要請國から執行財産等の譲与の要請があつた場合において、これに応ずるか否かの判断をするために必要があると認めるとき。

二 執行共助の要請國から執行財産等の譲与の要請がされると思料する場合において、必要があると認めると認めるとき。

（決定の取消し）

第六十五条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該當する旨の決定が確定した場合において、当該要請に係る確定裁判が取り消されたときは、他その効力がなくなつたときは、裁判所は、検察官又は利害關係人の請求により、決定をもつて、共助をすることができる場合に該當する旨の決定を取り消さなければならない。

二 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

三 第六十三条の規定は、第一項の請求に係る決定について準用する。

（没収保全の請求）

第六十六条 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めることは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

二 第六十二条第一項の審査の請求があつた後は、没収保全に關する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

（追徴保全の請求）

第六十七条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に対しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

二 前条第二項の規定は、追徴保全に關する処分について準用する。

（公訴提起前の保全の期間）

第六十九条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に關してさる場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請國から当該事件につき公訴が提起された旨の通知が付しして通知があつたときは、三十日間を限り、保全の期間を更新することができる。更新された期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があつたときも、同様とする。

（手続の取消し）

第六十九条 共助の要請を撤回する旨の通知があつたときは、検察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は没収全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

（事実の取調べ）

第七十条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全に關する処分をするため必要があるときは、事実の取調べをすることができる。この場合においては、証人を尋問し、検証を行い、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

（検察官の処分）

第七十一条 檢察官は、この章の規定による没収保全命令若しくは追徴保全の請求は、請求する検察官の所屬する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

（准用）

第七十二条 この章の規定による審査、没収保全命令若しくは追徴保全又は令状の発付の請求は、請求する検察官の所屬する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

（管轄裁判所）

第七十三条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官のする審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害關係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法（第一編第一章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を「共助の要請を受理した場合における措置については国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第四条、第五条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項並びに第七条第一項並びに逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第八条第二項並びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

第七十四条の二第一項に規定する譲与の要請の受理及び当該要請を受理した場合における措置については、国際捜査共助等に関する法律第三条第四条、第十四条第一項前段、第五項及び第六項並びに第十六条第一項の規定を準用する。

（証拠の送付）

第七十四条の二第一項に規定する譲与の要請の受理及び当該要請を受理した場合における措

めに不特定若しくは多数の者の通信を媒介するとのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対するものとし、その業務上記録して他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間（延長する場合には、通じて六十日を超えない期間）を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

七 裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすること。

八 檢察官は、検察事務官に前項の処分をさせることができる。

（罰則に関する経過措置）

第一項 第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつては、施行日以後においても、当該処分厅に引き続き上級行政厅があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分厅の上級行政厅とみなされる行政厅は、施行日前に当該処分厅の上級行政厅であった行政厅とする。

前項の場合において、上級行政厅とみなされる行政厅が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定
平成十二年七月一日

附 則（平成一年一月二二日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかるわらず、なお以前の例による。

附則 平成二年五月三日法律第十五号抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第二条 (处分等の効力)

第四十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、壬続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第五十条 (罰則の適用に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年六月二日法律第一〇五号）
第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。
(施行期日)
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号の罪、同条第三号の二、第四号若しくは第六号の罪若しくは同法第二十六条各号の罪の犯罪行為（日本国外でした行為を含む。）のうち、前項に該当するものについては、前項の規定による処罰を受ける。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に
関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

二十 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第四十条第一項及び第三項
（处罚の適用に関する経過措置）
第二十六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において從前の例によることとさ

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び
条に定めるもののはか、この法律の施行に際し
必要な経過措置は、政令で定める。

さて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、(当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為より得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に關してこの法律の施行後にした行為に対しても

に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方政府公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
(处分等の効力)
第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。(以下この条において同じ。))の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き

適用する。この場合においては、これらの財産は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十条及び第十二条の規定は、前項に規定する財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、当該財産は、犯罪収益とみなす。(以下「犯罪収益」という。)とみなす。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第十条及び第十二条の規定は、前項に規定する財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、当該財産は、犯罪収益とみなす。

附 則 (平成二年一月二九日法律第二百八号抄)

(施行期日)

附則(平成二年二月二日法律第
一六〇号)抄
(施行期日)

第二十九条 この法律（附則第一条ただし書に規
（罰則の適用に関する経過措置）
施行する。

改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

定する規定については、当該規定（以下この条の「規定」といふ。）において同じ。）の施行前にした行為及びこの規定によりなほ従前の例による（こととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例によ

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定に依る)
定にあっては、当該規定の施行前にした行為
及びこの附則の規定によりなお從前の例による
こととされる場合におけるこの法律の施行後に
した行為に対する罰則の適用については、なほ

附 則（平成二年一月二九日法律第二百四十九号）抄

及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）
第三十条 附則第二条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

従前の例による。
(その他)の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののほか、
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。

施行する。
を超えない範囲内において政令で定める日をもととする。
附 則 (平成二二年一二月六日法律第
四六号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪处罚法」という。）第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 及び三 略

四 附則第六十条の規定 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）。同条及び附則第六十一条において「労働者派遣法等一部改正法」という。の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

五 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十二号）。同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

（経過措置）

第二条 組織的犯罪处罚法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの）を含む。により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪处罚法第二条第一項第一号の犯罪収益とみなす。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）

二 第四十九条第一号（無許可営業の罪）

二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第九十八条の四（損失補填に係る利益の收受等）の罪

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二百四十三条の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

第一条 (施行期日) この法は、昭和二十九年四月一日から施行する。

法律は、公布の日から起算して二十日間施行する。二二、次の各

四 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七十三条第一項（第三項の限りの行を二つ又有る場合は

る場合における破産法整備法第二条の規定による改正前の会社更生法（平成十四年法律第百二四号）第二百五十九条（主たる事務所

附 則（平成二四年六月二七日法律第四
三号）抄

四 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七十三条第一項（株主等の権利の行使に関する取扱い）の罪
五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号（無免許営業）の罪
六 保険業法（平成七年法律第二百五号）第三百

る場合における破産法整備法第二条の規定による改正前の会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第二百五十五条（詐欺更生）及び第二百五十六条（第三者の詐欺更生）の罪について、施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四　破産法整備法附則第十二条第一項前段の規定によりなお從前の例によることとされてい
る場合における破産法整備法第一条の規定によ
る改正前の民事再生法（平成十一年法律第二
二百二十五号）第二百四十六条（詐欺更生）及び
二項（相互会社に関する第三者の詐欺更生）の罪

三　破産法整備法附則第十二条第一項前段の規
定によりなお從前の例によることとされてい
る場合における破産法整備法第一条の規定によ
る改正前の民事再生法（平成十一年法律第二
二百二十五号）第二百四十七条（第三者の詐
欺の罪）

二　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に關
する法律（平成十六年法律第七十六号。以下
この条において「破産法整備法」という。）
第六条前段の規定によりなお從前の例によ
ることとされている場合における同法附則第二
条の規定による廃止前の破産法（大正十一年
法律第七十一号）第三百七十四条（詐欺破
産）の罪、同条の例により処断すべき罪及び
同法第三百七十八条（第三者の詐欺破産）
の罪

一　破産法（平成十六年法律第七十五号）附則
第六条前段の規定によりなお從前の例によ
ることとされている場合における同法附則第二
条の規定による廃止前の破産法（大正十一年
法律第七十一号）第三百七十四条（詐欺破
産）の罪、同条の例により処断すべき罪及び
同法第三百七十八条（第三者の詐欺破産）
の罪

六　保険業法（平成七年法律第五百五号）第三百
二十九条第一項（社員等の権利の行使に関する收賄）の罪
六十二条第一号（無免許営業）の罪

五　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第
二项（株主等の権利の行使に関する收賄）の罪
六十一条第一号（無免許営業）の罪

四　金融機関の合併及び転換に関する法律
和四十三年法律第八十六号）第七十三条第一
項（株主等の権利の行使に関する收賄）の罪

<p>第六十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (調整規定)</p>
<p>第六十三条 不正競争防止法等一部改正法の施行の日が施行日前となる場合には、第三条のうち組織的犯罪処罰法別表の改正規定(同表第五百七十九号に係る部分に限る)中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とし、前条の規定は、適用しない。</p>
<p>附 則 (平成二四年四月六日法律第二七二号) 拝 (施行期日)</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>第十五条 削除</p>
<p>2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。</p>

(施行期日) (平成一四年六月二七日法律第四
二条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条第一項第二十号並びに第十八条第三項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号を加える改正規定、第三十条第一項第二号の改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十七条の九の改正規定（「又は第四十六条」を「、第四十二条の三第二項」を加える部分に限る）、第四十九条第一項第一号の改正規定（第四十二条の二）を（第四十二条の三）に改める部分に限る。）、同条ただし書の改正規定（第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」に改める部分に限る。）、第九十条の二第四項に一号を加える改正規定、第八十六条第一項及び第二項の改正規定（第四十二条の三）を（第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」に限る。）、同条第九項第一号の改正規定（第四十二条の三第二項）を（第四十二条の二まで」に改める部分に限る。）、第百九十条の二第二項を（第四十二条の三）に、第四十二条の三第二項を（第四十二条の二）に改める部分に限る。）、同条第九項第一号の改正規定（第四十二条の三第二項）を（第四十二条の二）に改める部分に限る。）、第百九十二条第一項の改正規定（第四十二条の三）を（第四十二条の二）に改める部分に限る。）、同条第九項第一号の改正規定（第四十二条の三第二項）を（第四十二条の二）に改める部分に限る。）、及び第九条の規定 平成二十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三日法律第二
八号) 抄

この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定 公布の日

おいて「刑法一部改正法」という。)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
 (経過措置)
第二条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十二条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した第一条の規定による改正後の組織的犯罪処罰法(以下「新組織的犯罪処罰法」という。)第二条第二項第一号又は別表第一第五号若しくは第七号から第十号までに掲げる罪(第一条の規定による改正前の組織的犯罪処罰法別表に掲げる罪を除く。)の犯罪行為(日本国外でしてた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものに含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、同項第一号の犯罪収益とみなす。

第三条 新組織的犯罪処罰法の規定(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七条。以下この条において「特定資産流動化法等一部改正法」という。)附則第六十五条又は職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十二号。以下この条において「職業安定法等一部改正法」という。)附則第十二条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、特定資産流動化法等一部改正法の規定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法附則第六十五条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における特定資産流動化法等一部改正法第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第二百三十六条第二項の罪は、新組織的犯罪処罰法別表第二第十三号に掲げる罪とみなし、職業安定法第二第十三号に掲げる罪とみなし、職業安定法第一一部改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における職業安定法等一部改正法第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六年法律第八十八号)附則第六項の罪は、同表第二十六号に掲げる罪とみなし。

第四条 新組織的犯罪処罰法第十二条(刑法第四条の二に係る部分に限る。)の規定、第二条の規定による改正後の爆発物取締罰則第十条(爆発物取締罰則第四条から第六条までに係る部分に限る。)の規定、第四条の規定による改正後の暴力行為等处罚に関する法律第一条ノ三第二項の規定、第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項(同条第一項に係る部分に限る。)の規定、第六条の規定による改正後の細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条(同法第十条に係る部分に限る。)の規定及び第七条の規定による改正後のサリン等による人身被害の防止に関する法律第八条(同法第五条第三項に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

(調整規定)

第五条 刑法一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、刑法一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織的犯罪処罰法別表第三第二号力の規定の適用については、同号力中「強制性交等」とあるのは、「強姦」と、「準強姦」と、「準強制性交等」とあるのは、「準強姦」とする。

2 前項の場合においては、刑法一部改正法のうち刑法第三条の改正規定中「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号」と、「同条第十三号」とあるのは「同条第十四号」とし、刑法一部改正附則第六条の規定は、適用しない。

(検討)
第六条 政府は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定により同項に規定する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行うに当たっては、新組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の規

定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の捜査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として刑事訴訟法第一百九十八条第一項の規定による取調べが重要な意義を有するとの指摘があることに留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方について検討を加えるものとする。

政府は、新組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の罪に係る事件の捜査に全地球測位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事案の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最高裁判所平成二八年(ア)第四四二号同一九九年三月一五日大法廷判断において、当該方法を用いた捜査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制的処分に当たり、当該方法を用いた捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査方法であるとすれば、これを行うに当たつては立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指摘されて、いることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた捜査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第八条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第九条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第十条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第十一条 この法律の施行の日が不動産特定共同事業法一部改正法の施行の日以後となる場合にあっては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則に定める日から施行する。

(施行期日)

第十二条 この法律の施行の日が不動産特定共同事業法一部改正法の施行の日以後となる場合にあっては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則に定める日から施行する。

(施行期日)

第十三条 この法律(附則第一号に掲げ

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一号に掲げ

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律(附則第一号に掲げ

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律(附則第一号に掲げ

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二十五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二十七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第三十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第四十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五十五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五十七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第五十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六十五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六十七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第六十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七十五条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七十六条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七十七条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七十八条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第七十九条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第八十条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第八十一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第八十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第八十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第八十四条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二
十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条
の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二
条中水産業協同組合法第八十七条の二第一
項、第一百七条第一項及び第一百七条第二項の
改正規定、第七条中協同組合による金融事業
に関する法律第四条の四第一項、第六条の四
及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八
条中投資信託及び投資法人に関する法律第九
十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六
条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第
五十四条の二十三第三项、第八十五条の二の
二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条中
長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第
十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫
法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及
び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中
銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五
十二第六号、第五十二条の六十の二第一項及
び第五十二条の六十一の五第一項の改正規
定、第十四条中保険業法第六条第一項、第
二百七十二条の四第一項、二百七十二条の五
三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二
百八十条第一項、第一百八十九条第一項及び
第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中
資産の流動化に関する法律第七十条第一項の
改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十
四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条
の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の
改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合
中央金庫法第二十一条第三项、第三十九条第
一項及び第六十条の六第一項の改正規定並び
に附則第十四条から第十七条まで、第二十三
条第一項、第三十四条、第三十七条から第三
十九条まで及び第四十一条から第四十三条ま
での規定、附則第四十四条中登録免許税法
(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一
四十八号の改正規定並びに附則第四十五条か
ら第四十八条まで、第五十二条、第五十四
条、第五十五条、第五十八条から第六十三条
まで及び第六十五条の規定、公布の日から起
算して三月を超えない範囲内において政令で
定める日

<p>別表第一（第二条、第七条の二関係）</p> <p>一 第六条の二第一項又は第二項（テロリズム等の法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）</p> <p>二 第七条の二（証人等買収）の罪</p> <p>三 第十条（犯罪収益等隠匿）若しくは第十二条（犯罪収益等受取）の罪</p> <p>四 第五百五十五条第一項（有印公文書偽造）若しくは第二項（有印公文書変造）の罪</p> <p>五 同法第五十六条（有印虚偽公文書作成等）の罪（同法第一百五十五条第一項又は第二項の例により処断すべきものに限る。）又は同法第一百五十九条第一項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有印私文書変造）の罪</p> <p>六 刑法第二百二十四条から第二百二十八条までの（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等の所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪</p> <p>七 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六十条第一項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）</p> <p>八 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十条第一項第一号（不法入国、第二号（不法上陸）若しくは第三号（不法輸送）若しくは第七十四条の四（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十七条（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）若しくは第七十四条の四（集団密航者の收受等）の罪、同法第七十四条の六（非法入出国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）、同法第七十四条の六の二第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）若しく</p>
--

- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十二条）第一号（無許可営業）の罪

六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十九条第一号）の罪

七 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条）第二百二十九条の三第一号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

八 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）第一百十二条の三（損失補填に係る利益の收受等）の罪

九 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号（非弁護士の法律事務の取扱い等）又は第四号（業として行う譲り受けた権利の実行）の罪

十一 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百六十三条第九号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条第一号（無登録販売等）の罪（同法第三条の違反行為に係るものに限る。）又は同法第二十四条の二第一号（興奮等の作用を有する毒物等の販売等）の罪

十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二百三十六条第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）又は第二百四十三条第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八条）第九十条の四の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十五 覚醒剤取締法第四十一条の十三（覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋）の罪

十六 出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項（不法就労助長）又は第七十三条の二第一項（在留カード偽造等準備）の罪

十七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）第二十五条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第二百四十五条）第三十一条の三第一号（銃砲及び銃砲以外の武器の無許可製造）の罪

- 二十一 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）又は第十一条（売春をさせる契約）の罪

二十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の十五（拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等）、第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び獵銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十一条の十七（拳銃等としての物品の輸入等）、第三十一条の十八第一項（拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条第一号（拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）の罪

二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第八十四条第九号（無許可医薬品販売業）の罪

二十四 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第二百一号）第五条（開設等）の罪

二十五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号（無免許営業）又は第六十三条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五十九条第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。）

二十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十八条（特別永住者証明書偽造等準備）の罪

二十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第八十条第三号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十九 保険業法（平成七年法律第二百五号）第三百七十七条の二第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十一 売春防止法第六条第一項（周旋）、第七条（困惑等による売春）又は第十一条（売春をさせる契約）の罪

二十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条の十五（拳銃等の譲渡しと譲受けの周旋等）、第三十一条の十六第一項第一号（拳銃等及び獵銃以外の銃砲等又は刀剣類の所持）、第二号（拳銃部品の所持）若しくは第三号（拳銃部品の譲渡し等）若しくは第二項（未遂罪）、第三十一条の十七（拳銃等としての物品の輸入等）、第三十一条の十八第一項（拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋）又は第三十二条第一号（拳銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等）の罪

二十三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第八十四条第九号（無許可医薬品販売業）の罪

二十四 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第二百一号）第五条（開設等）の罪

二十五 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号（無免許営業）又は第六十三条の二の二（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第五十九条第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪（同法第四条第一項の違反行為に係るものに限る。）

二十七 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十八条（特別永住者証明書偽造等準備）の罪

二十八 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第八十条第三号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

二十九 保険業法（平成七年法律第二百五号）第三百七十七条の二第二号（損失補填に係る利益の收受等）の罪

- の收受等) 又は第三百三十二条第二項(株主等の権利の行使に関する利益の受供与)の罪

三十 資産の流動化に関する法律(平成十年法 律五百五号)第二百九十七条第一号(損失補 填に係る利益の收受等)又は第三百十一条第 三項(社員等の権利等の行使に関する利益の 受供与)の罪

三十一 金融サービスの提供及び利用環境の整 備等に関する法律(平成十二年法律第一百一 号)第二百四十三条第四号(損失補填に係る利 益の收受等)の罪

三十二 農林中央金庫法(平成十三年法律第九 十三号)第九十九条の二の二(損失補填に係 る利益の收受等)の罪

三十三 信託業法(平成十六年法律第五十四 号)第九十四条第七号(損失補填に係る利益 の收受等)の罪

三十四 会社法第九百七十条第二項(株主等の 権利の行使に関する利益の受供与)の罪

三十五 放射線を発散させて人の生命等に危険 を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平 成十九年法律第三十八号)第六条第三項(特 定核燃料物質の輸出入の予備)の罪

三十六 株式会社商工組合中央金庫法(平成二十 九年法律第七十四号)第七十三条第一項第二 号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

三十七 行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律(平成二十 五年法律第二十七号)第四十九条(個人番 号の提供及び濫用)又は第五十一条第一項 (詐欺等行為等による個人番号の取得)の罪

別表第三(第六条の二関係)

イ 刑法第七十七条第一項(内乱)の罪(同 項第三号に係る部分を除く。)又は同法第一項 から第三項まで(不法収益等による法人等の 事業經營の支配を目的とする行為)、第十条 第一项(犯罪収益等隠匿)又は第十二条(犯 罪収益等收受)の罪

ロ 刑法第八十一条(外患誘致)又は第八十 二条(外患援助)の罪

ハ 刑法第六百六条(騒乱)の罪(同条第三号 に係る部分を除く。)

別表第三（第六条の二関係）

- 二 刑法第百八条（現住建造物等放火）、第
百九条第一項（非現住建造物等放火）、若し
くは第百十条第一項（建造物等以外放火）
の罪又は同法第一百七十七条第一項（激發物破
裂）の罪（同法第一百八条、第百九条第一項
又は第百十条第一項の例により処斷すべき
ものに限る。）

ホ 刑法第百十九条（現住建造物等浸害）又
は第二百二十条（非現住建造物等浸害）の罪
ヘ 刑法第二百二十五条（往来危険）又は第二百
二十六条规定第一項若しくは第二項（汽車転覆
等）の罪

ト 刑法第三十六条（あへん煙輸入等）、
第百三十七条（あへん煙吸食器具輸入等）
又は第二百三十九条第二項（あへん煙吸食の
ための場所提供的）の罪

チ 刑法第四十三条（水道汚染）、第二百四
十六条前段（水道毒物等混入）又は第二百四
十七条（水道損壊及び閉塞）の罪

リ 刑法第二百四十八条（通貨偽造及び行使
等）又は第二百四十九条（外国通貨偽造及び
行使等）の罪

ヌ 刑法第二百五十五条第一項（有印公文書偽
造）若しくは第二項（有印公文書変造）の
罪、同法第二百五十六条（有印虚偽公文書作
成等）の罪（同法第二百五十五条第一項又は
第二項の例により処断すべきものに限る。）
若しくは同法第二百五十七条第一項（公正証
書原本不実記載等）の罪若しくはこれらの
罪に係る同法第二百五十八条第一項（偽造公文書
等行使）の罪、同法第二百五十九条第一
項（有印私文書偽造）若しくは第二項（有
印私文書変造）の罪若しくはこれらの罪に
係る同法第二百六十二条第一項（偽造私文書
等行使）の罪又は同法第二百六十一条の二第一
項から第三項まで（電磁的記録不正作出
及び供用）の罪

ル 刑法第二百六十二条（有価証券偽造等）又
は第二百六十三条第一項（偽造有価証券行使
等）の罪

ヲ 刑法第二百六十三条の二（支払用カード電
磁的記録不正作出等）又は第二百六十三条の
三（不正電磁的記録カード所持）の罪

ワ 刑法第二百六十五条（公印偽造及び不正使
用等）の罪

カ 刑法第二百七十六条（不同意わいせつ）又
は第二百七十七条（不同意性交等）の罪

タ 刑法第百九十七条第一項前段（收賄）若しくは第二項（事前收賄）、第一百九十七条の二から第一百九十七条の四まで（第三者供賄、加重收賄及び事後收賄、あつせん收賄）又は第一百九十八条（贈賄）の罪

レ 刑法第二百四条（傷害）の罪

ソ 刑法第二百二十四条（未成年者略取及び誘拐）、第二百一十五条（當利目的等略取及び誘拐）、第二百二十六条（所在国外移送目的略取及び誘拐）、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項（人身売買）、第二百二十六条の三（被略取者等所在国外移送）又は第二百二十七条第一項、第三項若しくは第四項（被略取者引渡し等）の罪

ツ 刑法第二百三十四条の二第一項（電子計算機損壊等業務妨害）の罪

ネ 刑法第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盜、不動産侵奪、強盜）、第二百三十八条（事後強盜）又は第二百三十九条（昏醉強盜）の罪

ナ 刑法第二百四十六条の二から第二百四十八条まで（電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺）の罪

ラ 刑法第二百五十二条（横領）の罪

ム 刑法第二百五十六条第二項（盜品有償譲受け等）の罪

三 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）第一条（爆発物の使用）又は第三条、第五条若しくは第六条（爆発物の製造等）の罪

四 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）第一条（偽造等）、第二条（偽造外国流通貨幣等の輸入）又は第三条第一項（偽造外国流通貨幣等の行使等）の罪

五 印紙犯罪处罚法（明治四十二年法律第三十九号）第一条（偽造等）又は第二条第一項（偽造印紙等の使用等）の罪

六 海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第一条第一項（海底電信線の損壊）の罪

七 労働基準法（昭和二十一年法律第四十九号）第一百七条（強制労働）の罪

八 職業安定法（昭和二十一年法律第一百四十一号）第六十三条（暴行等による職業紹介等）の罪

九 児童福祉法第六十条第一項（児童溝行）の罪又は同条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪（同法第三十四条第一項第七号又は第九号の違反行為に係るものに限る。）

十 郵便法（昭和二十二年法律第六十五条号）第八十五条第一項（切手類の偽造等）の罪

十一 金融商品取引法第六百九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）又は第六百九十七条の二（内部者取引等）の罪

十二 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十四条第一項（大麻草の栽培）又は第二十四条の六第一号（大麻の持出し）の罪

十三 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百五十九号）第三十条（無資格競馬等）の罪

三十四 賽馬法（昭和二十三年法律第二百五十八号）第三十条（無資格競馬等）の罪

三十五 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条（無資格自転車競走等）の罪

三十六 外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第六十九条の六第一項若しくは第二項（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等）又は第六十九条の七第一項（特定技術提供目的の無許可取引等）の罪

三十七 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第一百八条の二第一項（電気通信業務等の用に供する無線局の無線設備の損壊等）の罪

三十八 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条（無資格小型自動車競走等）の罪

三十九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十九号）第一百九十三条（重要文化財の無許可輸出）第一项（重要文化財の損壊等）の罪

四十 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条（史跡名勝天然記念物の滅失等）の罪

四十一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一百四十四条の三十三第一項（軽油等の不正製造）又は第一百四十四条の四十一第一項から第三項まで若しくは第五項（軽油引取税に係る脱税）の罪

四十二 道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）第一百条第一項（自動車道における自

動車往来危険) 又は第一百一条第一項(事業用

自動車の転覆等)の罪

二百三十六条第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）

十四の罪
モーターボート競走法（昭和二十六年）

法律第二百四十二号) 第六十五条 (無資格王
一ターボート競走等) の罪

一十五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

る森林窃盜)、第一百一条第二項(森林窃盜の減物の運搬等)又は第二百二条第一項(他

人の森林への放火) の罪

剤の輸入等)、第四十一条の二第一項若しくは第二項(覚醒剤の所持等)、第四十一条の

三第一項若しくは第二項(覚醒剤の使用等)又は第四十一条の四第一項(管理外覚醒剤の

十七　出入国管理及び難民認定法第七十条（
適用等）の罪

一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸）若しくは第五号（不法殘留）若しくは第二項

若くとも第三号（未満列置）若くとも第二号（不法在留）の罪（正犯により犯されたものと余る。）、同法第七十三条の三第一項から第

を除く。同治第十三条の二第一項が簡略化され、三項まで（在留カード偽造等）、第七十三条の四（為替在留カード等所持）、第七十四条

の四（依頼在留者、口等所持）第七一四条
第一項（集団密航者を不法入国させる行為等）、第七十四条の二（集団密航者の輸送）

等) 第七十四条の二(集団密航者の轉送)若しくは第七十四条の四第一項(集団密航者の取扱等)の罰、同法第七二十四条の六(六主

の收受等)の罪 同法第七十四条の六(不法
入国等援助)の罪 (同法第七十条第一項第二
号又は第二号ニ規定する行為ニ係る二回

号又は第二号に規定する行為は係るものは附
る。又は同法第七十四条の六の二第一項第
一号（難民旅行証明書等）に三段交付告

一號（難民旅行證明書等の不正受交付）若しくは第二號（偽造外國旅券等の所持等）若しくは第三號（曾別自由の難民旅行证明書等）

くは第二項（當和目的の難民旅行證明書等の不正受交付等）若しくは第七十四条の八第二項

項若しくは第二項（不法入国者等の藏匿等）の罪

十八 旅券法第二十三條第一項（旅券等の不正受交付等）の罪

十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及

の区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭

和二十七年法律第二百三十八号) 第五条(軍用物の損壊等)の罪

項若しくは第二項（業として行う著しい高金利の脱法行為等）の罪
三十八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十九条（不正の手段による補助金等の受交付等）の罪
三十九 売春防止法第八条第一項（対償の收受等）、第十二条第一項（業として行う場所の提供）、第十二条（売春をさせる業）又は第三条（資金等の提供）の罪
四十 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十六条第一項（高速自動車国道の損壊等）の罪
四十一 水道法（昭和三十二年法律第七十七条）第五十一条第一項（水道施設の損壊等）の罪
四十二 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項（拳銃等の発射）、第三十一条の二第一項（拳銃等の輸入）、第三十一条の三第三項若しくは第四項（拳銃等の所持等）、第三十一条の四第一項若しくは第二项（拳銃等の譲渡し等）、第三十一条の六（偽りの方法により拳銃等の所持の許可を受ける行為）、第三十一条の七第一項（拳銃実包の輸入）、第三十一条の八（拳銃実包の所持）、第三十一条の九第一項（拳銃実包の譲渡し等）、第三十一条の十一第一項若しくは第三項（獵銃の所持等）又は第三十一条の十三（拳銃等の輸入に係る資金等の提供）の罪
四十三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四十四条第一項（公共下水道の施設の損壊等）の罪
四十四 特許法（昭和三十四年法律第二百一十二条）第一百九十六条又は第一百九十六条の二（特許権等の侵害）の罪
四十五 実用新案法（昭和三十四年法律第二百一十三条）第五十六条（実用新案権等の侵害）の罪
四十六 意匠法（昭和三十四年法律第二百一十七条）第七十八条又は第六十九条の二（意匠権等の侵害）の罪
四十七 商標法（昭和三十四年法律第二百一十七条）第七十八条又は第六十九条の二（商標権等の侵害）の罪
四十八 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第一百十五条（不正な信号機の操作等）の罪
四十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の九（業として行う指定薬物の製造等）の罪

五十 新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第二百一十一号）第二条第一項（自動列車制御設備の損壊等）の罪
五一 電気事業法（昭和三十九年法律第二百一十号）第一百五十五条第一項（電気工作物の損壊等）の罪
五十二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十八条第一項若しくは第三項若しくは第二百三十九条第一項（偽りにより所得税を免れる行為等）又は第二百四十条第一項（所得税の不納付）の罪
五十三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百五十九条第一項又は第三項（偽りにより法人税を免れる行為等）の罪
五十四 公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第二百一号）第一条第一項（海底電線の損壊）又は第二条第一項（海底パイプライン等の損壊）の罪
五十五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八条）第一百十九条第一項又は第二項（著作権等の侵害等）の罪
五十六 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条第一項（航空機の強取等）又は第四条（航空機の運航阻害）の罪
五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第二十五条第一項（無許可廃棄物処理業等）の罪
五十八 火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第二百一十七号）第一条第一項（火炎びんの使用）の罪
五十九 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十四条第一項（熱供給施設の損壊等）の罪
六十 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）第一条（航空危険）、第二条第一項（航行中の航空機を墜落させる行為等）、第三条第一項（業務中の航空機の破壊等）又は第四条（業務中の航空機内への爆発物等の持込み）の罪
七十一 不正競争防止法第二十二条第一項から第五項まで（営業秘密の不正取得等）の罪
七十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項（化学兵器の使用）若しくは第二項（毒性物質等の発散）又は第三十九条第一項から第三項まで（化学兵器の製造等）の罪
七十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項（サリン等の発散）又は第六条第一項（サリン等の製造等）の罪
七十四 保険業法第三百三十三条第一項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
七十五 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第二百四号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪

七十六 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条（無資格スポーツ振興投票）の罪
七十七 種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七条（育成者権等の侵害）の罪
六十三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条（無登録営業等）の罪
六十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条（有害業務目的の労働者派遣）の罪
六十五 預託等取引に関する法律（昭和六十年法律第六十二号）第三十二条（勧誘等の禁止等）の罪
六十六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二百三号）第九条第一項（流通食品への毒物の混入等の措置）の罪
六十七 消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）第六十四条第一項又は第五項（偽りにより消費税を免れる行為等）の罪
六十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離した者等の出入国管理に関する特例法（平成十一年法律第五十二号）第五条第一項（児童買春周旋）、第六条第一項（児童買春勧誘）又は第七条（薬物犯罪収益等隠匿）又は第七条（薬物犯罪収益等受取）の罪
六十九 麻薬特例法第六条第一項（薬物犯罪収益等隠匿）又は第七条（薬物犯罪収益等受取）の罪
七十 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等）の罪
七十一 不正競争防止法第二十二条第一項から第五項まで（営業秘密の不正取得等）の罪
七十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十八条第一項（化学兵器の使用）若しくは第二項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等の提供等）の罪
八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等の提供等）の罪
八十一 民事再生法第二百五十五条（詐欺再生）又は第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
八十二 民事再生法第二百五十五条（詐欺再生）又は第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等の提供等）の罪
八十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第七十三条第一項（不実の署名用電子証明書等を発行させる行為）の罪
八十五 会社更生法第二百六十六条（詐欺更生）又は第二百六十七条（特定の債権者等に対する担保の供与等）の罪

七十五 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第二百四号）第二十条第一項（臓器売買等）の罪
七十六 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六十七条第一項（一種病原体等の発散）、第六十八条第一項若しくは第二項（一種病原体等の輸入）、第六十九条第一項（一種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪
七十七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六十七条第一項（一種病原体等の発散）、第六十八条第一項若しくは第二項（二種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪
七十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六十七条第一項（一種病原体等の発散）、第六十八条第一項（二種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪
七十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第六十七条第一項（二種病原体等の発散）、第六十八条第一項（二種病原体等の所持等）又は第七十条（二種病原体等の輸入）の罪
八十 對人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第二百六十六号）第二十二条第一項（対人地雷の製造）又は第二十三条（対人地雷の所持）の罪
八十一 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条第一項（児童買春周旋）、第六条第一項（児童買春勧誘）又は第七条第六項から第八項まで（児童ボルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等）の罪
八十二 民事再生法第二百五十五条（詐欺再生）又は第二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
八十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律（第二条第一項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等を提供させる行為）又は第三条第一項から第三項まで、第四条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項（公衆等脅迫目的の犯罪行為等を実行しようとする者による資金等の提供等）の罪
八十四 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）第七十三条第一項（不実の署名用電子証明書等を発行させる行為）の罪
八十五 会社更生法第二百六十六条（詐欺更生）又は第二百六十七条（特定の債権者等に対する担保の供与等）の罪

別表第四（第六条の二関係）
一 別表第三に掲げる罪（次に掲げる罪を除く。）

- 八十六 破産法第二百六十五条（詐欺破産）又は第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等）の罪
- 八十七 会社法第九百六十三条から第九百六十六条まで（会社財産を危うくする行為、虚偽文書行使等、預合意、株式の超過発行、第百六十八条（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪
- 八十八 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の处罚に関する法律第三条第一項（放射線の発散等）、第四条第一項（原子核分裂等装置の製造）、第五条第一項若しくは第二項（原子核分裂等装置の所持等）、第六条第一項（特定核燃料物質の輸出入）、第七条（放射性物質等の使用の告知による脅迫）又は第八条（特定核燃料物質の窃取等の告知による強要）の罪
- 八十九 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第三項（海賊行為）の罪
- 九十 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第十五号）第二十一条第一項（クラスター弾等の製造）又は第二十二条（クラスター弾等の所持）の罪
- 九十一 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第六十条第一項（汚染廃棄物等の投棄等）の罪
- 九十二 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一条第一項（家畜遺伝資源の不正取得等）の罪
- 九十三 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に関する法律の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項（不特定又は多数の者に対する性的な影像記録提供等）又は第五条第一項若しくは第二項（性的な姿態等の記録の消去等）の罪
- 九十四 映像送信（別表第三に掲げる罪を除く。）

イ 刑法第七十七条第一項（内乱）の罪	ハ 児童福祉法第六十条第二項（児童の引渡し及び支配）の罪
二 出入国管理及び難民認定法第七十条第一項第一号（不法入国）、第二号（不法上陸及び第五号（不法残留）並びに第二項（不法在留）の罪（正犯により犯されたものを除く。）、同法第七十四条の二第一項（集団密航者の輸送）の罪、同法第七十四条の六（不法入国等援助）の罪（同法第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る）並びに同法第七十四条の六の二（第一項第一号（難民旅行証明書等の不正受交付）及び第二号（偽造外国旅券等の所持等）並びに第七十四条の八第一項（不法入国者等の藏匿等）の罪	二 第七条（組織的な犯罪に係る犯人藏匿等）の罪（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）又は第七条の二（証人等買収）の罪
四 爆発物取締罰則第九条（爆発物の使用、製造等の犯人の藏匿等）の罪	四 爆発物取締罰則第九条（爆発物の使用、製造等の犯人の藏匿等）の罪
五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項（偽証）の罪	五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第四条第一項（偽証）の罪
六 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第五十六条（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）又は第五十七条第一項（偽証）の罪	六 國際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第五十六条（組織的な犯罪に係る証拠隠滅等）又は第五十七条第一項（偽証）の罪